

入会契約書

申込者(以下「甲」)と株式会社テクノロジー(以下「乙」)は、以下のとおりFXミリオンカレッジ入会に関する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(委託業務)

1、甲は乙に対して、以下に定める業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

- (1)学習指導・学習に対する助言
- (2)コンテンツ提供及びサポート
- (3)これらに付随する一切の業務

2、乙は、甲が第2条に記載の委託料支払日から本件業務を実施する。

3、甲は本契約に基づき乙が提供した指導・助言に従う義務、及び乙が仲介した第三者との間で取引をする義務はなく、甲の判断により、甲が自らの責任でその採否を判断するものとする。また、乙は本契約において、甲の利益獲得等の結果を保証するものではない。

第2条(委託料)

1、本契約の提供明細内容は下記とし、指定の支払い期日までに、乙の指定口座へ振込んで支払う(振込手数料は甲の負担)。但し、クレジットカード支払いの場合は乙の指定の決済リンクより支払う。

2、契約条件に関する事項

(1)契約代金:355,000円(うち消費税 32,272円)

内訳)

・コンテンツサイト:198,800円

(動画コンテンツ/音声コンテンツ)

・その他提供コンテンツ:90,200円

(定期セミナー/YoutubeLive/懇親会参加権利)

・LINEサポート、メールサポート:66,000円(1.1万円×6か月)

※分割回数に応じて手数料が加算されます。

(2)継続契約代金:5,478円(うち消費税 498円)

内訳)

・LINEサポート、さらに勉強したい方向けの配信:

5,478円(1か月毎)

(LINEサポート/さらに勉強したい方向けのLINE配信)

(3)支払方法:銀行振込または、クレジットカード支払いとする

(4)指定口座: みずほ銀行

赤坂支店(539)

普通口座 3057140

口座名義 テクノロジア

3、本件業務の遂行に必要な交通費、宿泊費は甲が負担し、その他の本件業務の遂行に通常発生する実費は乙が負担するものとする。

4、期日までに甲の入金確認を乙が出来ない場合、乙は予告なく役務の提供の停止または本契約を解除することが出来る。

5、分割入会の場合、当該全額の支払い確認が出来ない限り、乙は既払金の返金要請求には応じる事はないものとする。

6、本契約以降、提供する同サービスについて販売価格が異なることがあった場合、乙は、差額の返金を行わないものとし、甲もこれに同意する。

第3条(通知義務)

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面により通知しなければならない。

(1)法人の名称又は商号の変更又は代表者の変更

(2)振込先指定口座の変更

(3)本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第4条(解除)

1、甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げない。

(1)本契約の一つにでも違反したとき

(2)監督官庁から営業停止、営業免許または営業登録取消等の処分を受けたとき

(3)差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき

(4)破産、民事再生、会社更生、特別清算の手続開始等の申立てがなされたとき

(5)自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

(6)合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更、解散決議がなされたとき

(7)その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

2、解除等に関する事項

(1)役務提供完了前の滅失・毀損による解除

甲、乙は、役務提供完了前に天災地変、その他甲、乙いずれの責にも帰すことのできない理由により、本契約の履行が不可能になったとき、互いに書面により通知して、本契約を解除することができる。

(2)契約違反による解除

甲、乙は、その他方の当事者が本契約にかかる債務の履行を怠ったとき、その他方の当事者に対し、書面により債務の履行を催告した上で、本契約を解除し、違約金の支払いを請求することができる。

第5条(投資の原理原則について)

甲乙共に、以下の条項は外国為替証拠金取引(以下、FXという。)において、以下の内容を周知の事実であることを認めるものとする。また、以下の条項の特徴を理解したうえで、本件業務に取り組むものとする。

1、FXはリスクを含む商品であるため、運用実績は市場環境等により変動することを理解して取り組むものとする。

2、FXは投資という特性上、万一の損失等すべての責任は甲の取引であれば、甲に、乙の取引であれば、乙（以下、該当者という）に帰属することを理解して取り組むものとする。

3、乙が開示する公表成績はこれまでの実績に基づき公開しているものであり、今後の甲の利益を約束するものではない。

4、FXは証券会社により、スワップ金利が生じることを認識した上で取り組むものとする。また、スワップ金利にて生じた利益及び損失は該当者に帰属する。

第6条(利用者による変更およびキャンセル)

1、情報コンテンツという商品の性質上、利用者は、注文完了後のコンテンツの変更および注文のキャンセルはできないものとします。コンテンツ利用契約成立後に支払処理を取り消すことはできません。また原則として、理由の如何を問わず、既に支払われたコンテンツの代金は返金されないものとします。

2、100%利益保証については以下の(1)、(2)の通りとする。

(1)案内がされている会員専用サポート先への登録をはじめ、サポート期間中に運営者、または運営側のサポート先スタッフと、コンテンツの実務内容について継続して相談、サポート等のやり取りを行なった上、サポート期間終了時までにはしっかりとコンテンツ内容の実践をしたにも関わらず1円も利益が上がりなかった場合。その場合は、運営者とのやり取り画像履歴や実践証拠履歴がわかる資料等を必ず準備するものとする。ただし、甲の判断で行ったFX取引については第5条に該当するため、100%利益保証は対象外とする。

(2)返金に該当した場合は、役務提供期間終了後から7日以内に申請を行うものとする。期間を過ぎた申請を認めないものとする。また、役務提供期間中は全額返金保証対象外とする。

3、「クーリングオフ」は、訪問販売等に適用される制度であり、インターネット販売にはクーリングオフの適用は義務付けられておりません。当グループのインターネット販売は、利用者からアクセスをいただき、ご注文に至るまで利用者ご自身の意思で判断し、購入の詳細内容を把握・確認いただけるインターネット販売であるため、クーリングオフ制度は適用されませんので、予めご了承ください。尚、契約内容によってはこの限りではありません。

第7条(守秘義務)

1、甲及び乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

2、前項の守秘義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない

- (1) 公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- (2) 第三者から適法に取得した事実
- (3) 開示の時点で保有していた事実
- (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第8条(損害賠償責任)

甲又は乙は、解除、解約又は本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て(弁護士費用及びその他の実費を含むがこれに限られない。)を賠償しなければならない。

第9条(遅延損害金)

甲が本契約に基づく金銭債務の支払いを遅延したときは、乙に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14%(年365日日割計算)の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第10条(不可抗力)

本件業務の遂行が甲又は乙の責に帰すべからざる事由により不能(一部不能を含む。)及び履行遅滞となった場合に生じた損害については、相互に賠償責任を負わない。

第11条(個人情報)

(1) 乙は、ご提供いただいた個人情報を、本契約を締結する目的を達成するため、また、各種情報の提供に関する通知等に利用行うものとする。

(2) 乙は次の場合を除き、甲の個人情報を第三者に開示または提供は行わないものとする。

a) 甲の同意がある場合

b) 法令に基づく場合

c) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、お客様の同意を取ることが困難な場合

d) 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合

(3) 甲は、開示対象個人情報の利用目的の通知・開示・訂正・追加又は削除・利用又は提供の拒否権を要求する権利があり、必要な場合には、請求することができる。また、乙が措置を講じた後は遅滞なくその旨を甲に通知する。なお、以下a)、b)、c)のいずれかに該当する場合は、利用停止等を行うことはできず、その際は甲に遅滞なくその旨を通知する。

a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合

b) 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

c) 法令に違反することとなる場合

(4) 本契約が終了した際、甲の個人情報は適切な方法により、乙が廃棄を行う。

第12条(契約期間)

本契約の契約期間は、フォーム記入日から6ヶ月間とする。

第13条(契約終了後の処理)

1、甲及び乙は、本契約が終了したときは、互いに既に確定した債権債務について、速やかにこれを清算するものとする。

2、乙は、本契約が終了した場合、直ちに本件業務を中止し、甲に対して必要に応じて事務の引継ぎを行い、本契約に基づき預託・貸与された資料(本契約に基づき提供されたデータ類及びこれらが記録された電子媒体等を含む。)を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄するものとする。

第14条(協議解決)

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第15条(合意管轄)

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(クーリングオフに関する規定)

本契約についてクーリングオフの適用がある場合は、下記の通りです。

1、購入者が営業所等以外の場合において、申し込みを受け契約を締結した場合

2、本契約が特定商取引に関する法律の適用を受ける場合で、クーリングオフを行おうとする場合には本書面の内容を十分に読んでください。なお、特定商取引に関する法律の適用を受ける場合とは訪問販売、電話その他同法の定めによる勧誘販売による取引の場合をいいます。

本書面を甲が受領した日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面により本契約を解除（クーリングオフといいます）することができます。

3、前項にかかわらず、乙が不実のことを告げたことにより甲が誤認をし、又は乙が威迫したことにより甲が困惑し、これらによって甲がクーリングオフを行わなかった場合は、乙からクーリング オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から起算して8日を経過するまでは、甲は書面によりクーリングオフすることができます。

4、第1項及び第2項の契約の解除は、甲がクーリングオフに係る書面を発した時に、その効力を生じます。

5、第1項及び第2項の契約の解除があった場合、乙は甲に対し、その契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することができません。

6、第1項及び第2項の契約の解除があった場合、既に本契約に基づき役務が提供されたときにおいても、乙は甲に対し、本契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができません。

7、第1項及び第2項の契約の解除があった場合、本契約に関連して金銭を受領しているときは、乙は甲に対し、速やかにその金額を無利息で返還します。

8、第1項及び第2項の契約の解除があった場合、既に商品等の引渡が行われているときは、その引取に要する費用は乙の負担とします

本契約締結は、FXミリオンカレッジへ委託料支払を持って甲乙ともに同意したものとする。本契約締結の証として、本書を作成した。なお、この契約書の電子上のデータは原本と同じ効力を持つ。

以下余白

契約日:フォームの記入日

(甲) 住所、氏名については

フォーム記入内容を参照する。

(乙) 住所 東京都板橋区双葉町35-12

氏名 株式会社テクノロジー

代表取締役 田中 翔太